

各都道府県知事 殿

総務大臣

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う
過疎対策事業債（ソフト分）の取扱いについて（通知）

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成22年法律第3号）の施行については、過日別途「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行について」（平成22年4月1日付け総行過第38号・農振第2374号・国都地第128号総務大臣・農林水産大臣・国土交通大臣通知）で通知したところですが、当該通知「第3 財政上の特別措置の拡充に関する事項」の2において別途通知することとしていた過疎対策事業債（ソフト分）の取扱いについて、下記のとおり通知します。

つきましては、下記の事項を御了知の上、貴都道府県内の市町村に対して周知いただくようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 過疎対策事業債（ソフト分）は、過疎地域自立促進特別措置法第12条第2項において、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が過疎地域自立促進市町村計画に定めるもの（基金の積立てを含む。以下「過疎地域自立促進特別事業」という。）の実施につき、当該市町村が必要とする経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができるものとされていること。このことから、過疎地域自立促進特別事業については、2に掲げる経費を除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象とするものと解されるものであること。
- 2 1の趣旨を踏まえた上で、各市町村において過疎地域自立促進特別事業について十分検討するとともに、過疎対策事業債（ソフト分）は将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を対象としていることから、以下のような経費については対象とならないものと解されることに留意いただきたいこと。
 - ・ 市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
 - ・ 生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
 - ・ 地方債の元利償還に要する経費